

小山工業高等専門学校研究報告投稿要項

制 定 令和6年7月31日

小山工業高等専門学校研究報告に掲載する著作物は、独立行政法人国立高等専門学校機構紀要等に関するガイドラインによるもののほか、この要項に定めるところによる。

- 1 小山工業高等専門学校研究報告（以下「研究報告」という）に掲載する著作物は査読なし論文・総説・報告・記事として、内容については投稿者が全責任を負う。研究報告に掲載する著作物は独創的なもので、学術・文化・教育等の発展に寄与するものに限る。
- 2 研究報告の英語表記は「RESEARCH REPORTS OF NATIONAL INSTITUTE OF TECHNOLOGY (KOSEN), OYAMA COLLEGE」とする。
- 3 審査は、図書情報センター運営委員会が行う。
- 4 研究報告の投稿者は次の者とする。
 - (1) 本校教職員
※学生・退職教職員を第一執筆者とする場合であっても、投稿は共同執筆者である本校教職員が行うものとする。
 - (2) 本校名誉教授
 - (3) 非常勤教職員
 - (4) その他校長が研究報告に投稿することが適当と認めた者
- 5 投稿申込は、次のとおりとする。
 - (1) 投稿は、原則として一人一編とする。ただし、複数投稿を希望する場合には、二編目以降は教職員の単著又は共著のみとする。
 - (2) 継続著作物の場合も一編として独立した体裁をとることとする。
- 6 投稿から発行までの日程は、次のとおりとする。
 - (1) 投稿案内 4月中
 - (2) 投稿締切 9月中旬の図書情報センター運営委員会が定める日
 - (3) 審査完了、通知等 10月末日
 - (4) 発行 12月中
- 7 研究報告投稿申込フォーム及び様式等は別に定める。
- 8 著作物は、係る研究分野の研究者が準拠すべきとされるマナーに沿って作成されたものとする。
- 9 校正は、校了まで投稿者が責任をもって行い、その際内容の変更・文書の訂正・図版の増減又は修正は、原則としてこれを認めない。
- 10 研究報告に掲載する著作物の著作権（著作権人格権は除く）は小山工業高等専門学校に帰属するものとする。ただし、執筆者本人が自らの著作物を利用することはできるものとする。
- 11 研究報告の事務は、学生課図書情報係で行う。
- 12 この要項の運用は、別に定める。

附 則

- 1 この要項は、令和6年7月31日から施行し、令和6年4月1日から適用する。
- 2 小山工業高等専門学校研究紀要投稿要項（平成8年4月1日制定）は、廃止する。